

自治体名 岡崎市

懇談日時 10月 27日(木) 午前・(午後) 1時 30分～ 3時 00分

懇談会場 岡崎市役所 分館202号室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2016年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課( )電話( )FAX( )

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない (○)ある→実施年月(2002年4月)2015年度実績(79)件(1,021,850)円

②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。実施年月、2015年度実績

( )ない (○)ある→実施年月(2002年4月)2015年度実績(36)件(248,145)円

③特別養護老人ホームの待機者について

1)特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(1,052)人(2016年5月現在)

2)要介護1、2で待機状態にある人を把握していますか。

( )把握していない (○)把握している→(785)人(2016年5月現在)

④介護給付費準備基金について

2014年度末の残高(1,247,713)千円 2015年度末の残高(1,230,006)千円 ※決算前の場合は見込額

⑤地域包括支援センター設置数(21)カ所 直営( )カ所、委託(21)カ所

職員配置人数(76)人 正職員(66)人、非正規職員(10)人

地域包括支援センターの設置圏域の基準をご記入ください

(1)平成37年を見据え7000人を超えないように圏域を設定する。

(2)日常生活圏域である支所圏域を基本とする(第2層)。

(3)小学校区を単位とする(第3層)。

⑥施設入所前健康診断費用の助成について ( )助成している 2015年度実績( )件

(○)助成していない

⑦紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している 2015年度実績(延べ7,599)件

( )助成していない

⑧介護保険における通院時の院内介助について (○)認めている ( )認めていない

⑨介護保険における入院中のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない

⑩住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している→実施年月日(2008年10月1日) 2015年度実績(772)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑪福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

(○)実施している→実施年月日(2007年4月1日) 2015年度実績(984)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑫高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している→実施年月日( 年 月 日) 2015年度実績( )件

( )検討中である (○)実施の予定がない

⑬配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	(○)実施している( )していない( )検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	1日1食(昼食又は夕食)
	1日平均利用者数(2015年度)	総延べ食事数(152,929)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(419)食
	1食あたりの助成額	260円
	1食あたりの利用者負担額	350円
会食方式	実施の有無	( )実施している(○)していない( )検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2015年度)	総延べ食事数( )食÷年間配食日数( )日 =1日当たり平均( )食
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑭独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
対象事業の名称	さわやか収集(家庭系一般廃棄物の継続的な戸別収集)
対象者の要件	次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、独力でゴミ等を排出することが困難である世帯 (1) 高齢者の世帯 65歳以上で介護保険の要支援2又は要介護認定を受けている一人暮らしの世帯 (2) 身体障がい者の世帯 身体障がい者手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (3) 精神障がい者の世帯 精神障がい者保健福祉手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (4) 知的障がい者の世帯 療育手帳の所持者で一人暮らしの世帯 (5) 指定難病者の世帯 特定医療費受給者証の所持者で一人暮らしの世帯 (6) 上記に準ずる世帯
1カ月平均利用者実数(2015年度)	338世帯

⑮住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ( )助成制度はない ( )検討中である			
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している			
	上乗せの助成額	200,000円	利用者実数(2015年度)	211件
	(○)介護保険利用者以外の助成制度がある			
	対象者と、その要件	介護保険給付対象者を除く、下肢・体幹・視覚障がい1～3級の者		
助成額	200,000円	利用者実数(2015年度)	6件	

⑯ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・配食サービスにおいて、事業者が配達時に安否確認を行っている。</li> <li>・30分程度のちょっとした困りごと(電球交換、清掃、買い物代行等)をシルバー人材センターの会員が対応する「困りごと解決支援事業」を実施している。</li> <li>・地域住民、関係団体、民間事業者等が相互に連携して高齢者の見守りを行う「高齢者見守り支援事業」を実施している。</li> </ul> <p>地域包括支援センターを中心とした協議体において、情報共有及び連携・協働による取組を推進することで、地域ニーズにあった生活支援サービスが提供できるよう支援している。</p>
---

⑰高齢者や障害者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	( )実施している(○)していない( )検討中である	
	地域巡回バスの名称		
	利用料	高齢者( )歳以上( )円、障害者( )円 一般( )円、子ども( )歳～( )歳( )円	
	その他特記事項		
	2015年度の運行実績		
タクシー代助成	実施の有無	(★)実施している ( )していない ( )検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2015年度の助成実績
	高齢者		( )人
	★障害者	身体障がい者手帳1級～3級・療育手帳A、B判定・精神手帳1、2級で自動車税の減免を受けていない者に18,000円のタクシー券を交付(身体障がい者1・2級で下肢・体幹・視覚障がいの者には24,000円)	( 4,834 )人
要介護認定者		( )人	

⑱ 宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	( )実施している ( )していない (○)検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額( )円→( )年額 ( )月額 ( )1回のみ
助成箇所数	

⑲ 介護認定者の障害者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2015年度実績)は ( 263 ) 枚

2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。

( ) 申請書を送付している → 2015年度( )件

( ) 認定書を送付している → 2015年度( )件

( ○ ) 自動的に送付していない

3) 認定書の発行の条件

( ) 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

( ) 介護認定者のうち、要介護 1以上は基本的に発行している

( ) 医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

( ○ ) 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

( ) 次のような方法で判断している( )

2. 国民健康保険 担当課( )電話( )FAX( )

① 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2014年度	2015年度	2016年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	× ( 7.32 ) %	× ( 7.79 ) %	× ( 7.88 ) %
	資産割	固定資産税額	× ( - ) %	× ( - ) %	× ( - ) %
	均等割	加入者1人につき	31,180 円	30,610 円	31,720 円
	平等割	1世帯につき	37,760 円	35,990 円	36,650 円
1人当たり調定額(平均保険料)			92,068 円	94,592 円	97,920 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			9,197 円	11,998 円	20,344 円

※2016年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

② モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2015年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。また資産割がある場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	89,600 円	170,900 円	271,300 円
	介護分	23,700 円	47,200 円	78,600 円
	後期高齢者支援分	31,300 円	59,800 円	95,000 円
② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	88,500 円	168,300 円	225,900 円
	後期高齢者支援分	30,900 円	58,900 円	79,200 円
③ 65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	88,000 円	145,600 円	203,200 円
	後期高齢者支援分	30,700 円	51,000 円	71,300 円

③ 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ・生活保護世帯
- ・世帯主及び国民健康加入者全員が申告をしており、市民税非課税である世帯
- ・賦課期日現在にその世帯に属する被保険者及び特定継続世帯所属者の所得の合計額が、その所得の対象者の合計人数×55万円+33万円を超えない世帯

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

- ・世帯主及び国民健康保険加入者全員の前年の所得が 500 万円以下であり、現年1年間の国民健康保険加入者の合計所得が前年の2分の1以下となる見込みである世帯

④資格証明書 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない (○) 交付している→(435) 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。  
( ) 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数  
世帯数( 30 ) 世帯 内、乳幼児(10)人、小学生(18)人、中学生(6)人、高校生世代(18)人  
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数  
世帯数( 0 ) 世帯 内、乳幼児( )人、小学生( )人、中学生( )人、高校生世代( )人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。  
(○) 国の基準どおり実施している  
( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している  
( ) 高校生世代以下の子どもがいる世帯  
( ) 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯  
( ) 病弱者のいる世帯  
( ) 次の場合は、交付対象から除外している

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

緊急性を聴取し、弁明書の提出をもって、短期証への切り替えをしている。

⑤短期保険証 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数  
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く  
・1カ月以内( )人 ・2カ月( )人 ・3カ月( )人 ・4カ月( )人  
・5カ月( )人 ・6カ月( 2,158 )人 ・1年( )人 ・その他( )人
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

現年度及び過年度で保険料が滞納になっている世帯で、事情がないのに納付相談、納付約束に応じない場合で個々に判断して交付する。

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。  
(○) 通常の保険証と同じ  
( ) 通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど( )

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2015年度)

- 1) 差し押さえの基準(個別事案ごとの納付状況、納付資力、財産状況による)
- 2) 分納者への対応(分納履行状況、納付資力等による)
- 3) 予告通知書の発行( - )件
- 4) 差押え件数 不動産( 0 )件 預貯金(402)件 生命保険( 7 )件(内学資保険( 0 )件)  
その他( 3 )件(給与)
- 5) 競売などによる現金化 ( 0 )件 ( )円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2016年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 ( 17 )人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 ( 0 )人
- 3) その他( )

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。  
(○) 実施している ( ) 検討中である ( ) 実施の予定がない
- 2) 実施している場合、  
・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。  
(○) 設けている ( ) 検討中である ( ) 設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。

( )生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

(○)生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

( )その他( )

3) 相談・申請の実績(2015年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数( 0 )件

・申請件数( 0 )件 ・減免件数( 0 )件 減免金額( 0 )円

⑨ 高額療養費について

1) 申請勧奨

( )自動払いしている (○)申請書を送付している (○)通知ハガキを送付している

2) 支給件数(2015年度)

・高額療養費支給件数( 36,859 )件、金額( 2,218,678,916 )円

・高額療養費該当者の内、未申請件数( 3,349 )件、金額( 42,481,595 )円

⑩ 葬祭費について

1) 申請勧奨

( )実施していない (○)申請書を送付している ( )通知ハガキを送付している

( )その他( )

2) 支給件数(2015年度)

・葬祭費支給件数( 432 )件、金額( 21,600,000 )円

・葬祭費支給該当者の内、未申請件数( 21 )件、金額( 1,050,000 )円

⑪ 国保運営協議会について

1) 運営協議会の公開 ( )公開していない (○)公開している

2) 運営協議会委員の公募枠 ( )ない (○)ある → ( 2 )人

3. 税の滞納について 担当課( 納税課 )電話( 0564-23-6121 )FAX( 0564-23-5970 )

① 滞納整理マニュアルはありますか ( )ある (○)ない

② 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2015年度)

1) 徴収の猶予について 申請件数( 123 )件 許可件数( 123 )件

2) 換価の猶予の適用件数( 0 )件

3) 滞納処分の停止の適用件数( 994 )件

③ 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2015年度内に引き継いだ件数)( 0 )件

④ 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

機構に参加していないため基準なし

⑤ 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

( )引き継ぐ (○)引き継がない

4. 生活保護 担当課( 生活福祉課 )電話(0564-23-6864 )FAX(0564-23-6515 )

① 生活保護の申請件数とその保護件数について

2015年度相談件数 ( 1,353 )件、申請件数 ( 225 )件、そのうち保護開始件数 ( 200 )件

② 2016年4月現在の受給世帯数と人数 ( 1,523 )世帯 ( 1,979 )人

※以下は市のみお答えください

③ 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2015年4月現在	15人	1年 8カ月	4人	83.6世帯	110.2人
2016年4月現在	18人	2年 4カ月	1人	80.2世帯	104.2人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ( )ある ( )ない

「ある」場合 配置している人数( 1 )人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月( H18 )年( 4 )月

その職員が担当している業務( 窓口相談同席、訪問時同行等 )

「ない」場合 今後の計画は( )ない ( )ある ( )検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数( 年 月)( )人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

( )自立相談支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( 岡崎市社会福祉協議会 )

( )住宅確保給付金の支給 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )就労準備支援事業( )直営 ( )委託 → 委託先(NPO 法人 ICDS

・商工労政課/若者おいでんクラブ )

( )一時生活支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )家計相談支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )子どもの学習支援事業 ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

( )その他(記述: )

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 (2)カ所

5. 子育て支援策 担当課( )電話( )FAX( )

①「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

1)自立支援計画の有無について ( )ある( 年 月策定) ( )ない

2)自立支援給付金事業について ( )実施( 17 年 4 月実施) ( )未実施

生活の支援策の中に「保護者の自立支援」があり、その保護者の内ひとり親の母及び父への支援についてお答えします。(母子及び父子並びに寡婦福祉法による施策)

2015年度実績 ( 12 )件 給付額( 8,880,000 )円

2016年度予算 ( 17 )件 給付額( 17,700,500 )円

3)日常生活支援事業について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2015年度実績 ( )件 給付額( )円

2016年度予算 ( )件 給付額( )円

4)教育・学習支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2015年度実績 ( 9 )カ所( 369 )人 実施時期(H27.7~H28.3 ※生活保護世帯限定)

2016年度予算 ( 9 )カ所( )人 実施時期(H28.7~H29.3 ※生活保護世帯限定)

5)NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について

・「無料塾」への支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2015年度実績 ( )カ所( )人、2016年度予算 ( )カ所( )人

支援方法( )

・「こども食堂」への支援について ( )実施( 年 月実施) ( )未実施

2015年度実績 ( )カ所( )人、2016年度予算 ( )カ所( )人

支援方法( )

②子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

※2016年9月1日現在、または今後変更を予定している場合は実施時期と内容をご記入ください。

小学校入学から中学校卒業までの通院を全額助成し、現物給付化、所得制限無しで実施

③子どもの医療費助成制度で、入院時食事療養費の自己負担部分の助成を

実施の有無	( )実施している (○)していない ( )検討中である
助成対象者	( )子ども医療費助成制度の対象年齢と同じ ( )上記と異なる → (具体的に )
患者自己負担額	( )無料 ( )その他( )
助成方法	( )現物給付 ( )償還払い

④就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

(○)入学説明会 (○)入学式 ( )始業式 (○)ホームページ (○)市広報  
(○)その他(保護者会)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( 1.24 )倍・金額( 世帯数により変動 )円

基準額の理由:H27. 4月現在のものを適用(1.2倍)すると、基準額が低くなるため前年同様の基準額とすると1.24倍となる

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

( )就学援助認定基準を引き上げた → 【2015年度 倍 → 2016年度 倍】  
( )何もしていない  
(○)その他(下欄にご記入ください)

生活保護基準額が段階的に引き下げられたことに伴い、岡崎市では前年度と同様の所得基準額とした。

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( 2,180,000 )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( 3,030,000 )円

5)申請書の受付先 ( )市町村窓口 (○)学校 ( )市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか ( )必要である (○)必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2015年度	2016年度
受給者数	2,444 人	2,425 人
受給割合	7.4%	7.4%
支給額	229,529,036 円	243,791,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2016年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 (○)現物支給 ( )償還払い ( )その他

9)就学援助の項目について

(○)学用品費 (○)体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 ( )通学費

(○)修学旅行費 ( )クラブ活動費 ( )生徒会費 ( )PTA会費 ( )給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費

( )日本スポーツ振興センター掛け金 ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品

( )その他( )

⑤学校給食について(2016年度)

1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

( )食べられている ( )未納者には給食支給を停止している (○)その他  
給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

教育委員会より、督促状、催告書を直接送付している。催告書については保護者会等の機会に学校から配付してもらう場合もある。家庭状況により、就学援助や児童手当からの充当をすすめる場合もある。

2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

平成26年度から給食食材費に係る消費税増税分3%を負担している。また、今年度より4月分を無償化している。

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	47校	校	校	校	47校	240円
中学校	20校	校	校	校	20校	275円

⑥児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2015年度)

- 1) 件数( 128 )件 対応職員( 7 )人、うち専門職( 7 )人  
 2) 専門職の職種について ( )児童福祉司 ( )社会福祉士 ( 1)臨床心理士 ( 2)保健師 ( 1)保育士 ( 2)教員 ( 1)その他(社会福祉主事 )

3) 現状に対する課題

複雑な家庭背景や養育者の精神疾患等による対応の難しい家庭が増えています。また、住民票を異動しないまま、居住実態が把握できない児童の安否確認の対応も増加しています。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

虐待発生の高リスク家庭を早期に発見し早期対応につなげる取り組みとして、乳児家庭全戸訪問事業による不在家庭の追跡調査や家庭背景が心配な児童のいる保育園等への巡回相談事業を実施しています。  
 また、2013年度からは母子保健事業や保育事業との連携による3歳児健診未受診・未就園児の家庭訪問事業を実施し、さらに2014年度からは、転入者に対して郵送している予防接種調査票が未返送で児童の状況が把握できない家庭訪問も開始しています。  
 虐待防止強化の啓発事業としては、子どもへの暴力防止プログラム(CAPプログラム)を取り入れ、市内の幼稚園・保育園及び小・中学校等の児童、教職員、保護者等を対象にワークショップを実施しています。

⑦児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

スクールカウンセラーは、小中学校全てに配置している(小学校は拠点校方式)。  
 また、今年度よりスクールソーシャルワーカーを市で3名配置し、必要に応じて学校等へ派遣している。

⑧保育について

- 1) 国が2月18日に出した、朝夕の保育士配置の緩和、小学校教諭・幼稚園教諭などを保育士と見なす緩和等々の「保育所等における保育士配置に係わる特例について」について、愛知県は条例に盛り込みました。  
 (  )積極的に活用する (  )活用しない (  )わからない  
 その理由( 保育士の配置を基準としていきますが、やむを得ず保育士の配置が困難な場合は、活用を考えていきたい。 )  
 2) 待機児童( 0 )人 (0歳児 人1歳児 人2歳児 人3歳児 人4歳児 人5歳児 人)  
 利用保留児童(隠れ待機児童)( 67 )人  
 (0歳児9人 1歳児28人 2歳児17人 3歳児11人 4歳児2人 5歳児0人)

6. 高齢者医療など 担当課( 福祉部医療助成室 )電話( 23-6148 )FAX( 27-1160 )

①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(  )対象にしている (  )縮小して対象にしている (  )県基準どおりにした

②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

③2016年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 ( 38,874 )人  
 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 ( 6,384 )人  
 内 { ひとり暮らし非課税者( 668 )人  
     { その他の県基準を上回る市町村独自対象者( )人

④後期高齢者医療について

保険料滞納者数( 320 )人 短期保険証発行人数( 46 )人  
 差し押さえ(2015年度)件数( 6 )件、金額( 126,100 )円

7. 障害者施策 担当課( 障がい福祉課 )電話( 23-6293 )FAX( 25-7650 )

①訪問系各サービスの支給状況について(7月時点)

最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数 (時間)	平均支給時間数 (時間)
居宅介護	890	105.1	282	23.4
重度訪問介護	2	200.0	692	423.5
行動援護	120	90.2	52	16.1
同行援護	91	101.1	57	17.7

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数( 790 )人 最多支給時間数( 65 )時間 平均支給時間数( 14.3 )時間

③訪問系サービスの支給基準 (  )あり (  )なし

④計画相談支援の7月利用実績 ( 346 )人

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

計画相談を実施する相談支援専門員が不足している。

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数( 85 )人( 2016年 8月 1日現在) ・対昨年同月比(125.0)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか( 30 )時間

3)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)

(  )介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている。

(  )上記に加え、何らかの条件を設けている。

※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。

(例)・要支援の該当者は、上乗せができない。

- ・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)
- ・介護保険の要介護度が要介護5の者(ただし区分変更しても要介護5にならない場合は、要介護4以下でも検討可能)
- ・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

介護保険の要介護度が要介護5の者で、上乗せをすべき理由が明確なもの。

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数( 54 )人( 2016年 8月 1日現在)

訓練等給付支給決定者数( 18 )人( 2016年 8月 1日現在)

8. 健診事業 担当課( 健康増進課 )電話( 23-6639 )FAX( 23-5071 )

2016年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		前年度 受診率	
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診		
特定健診		個別・集団	0	可・不可	0	可・不可	45.1	
がん 検診	胃がん	X線	個別・集団	5,000円	可・不可	1,500円	可・不可	20.4
		内視鏡	個別・集団		可・不可		可・不可	-
	大腸がん	個別・集団	500円	可・不可	500円	可・不可	46.4	
	肺がん	個別・集団		可・不可	800円	可・不可	24.3	
	子宮がん	個別・集団	2,300円	可・不可	1,300円	可・不可	12.0	
	乳がん(マンモグラフィー)	個別・集団		可・不可	1,500円	可・不可	13.0	
	前立腺がん	個別・集団	1,000円	可・不可	1,000円	可・不可	-	
歯周疾患		個別・集団	0円	可・不可	0円	可・不可	-	

- ②乳がん検診時の視触診について  
実施している 実施していない
- ③乳がん検診時に超音波検査の実施を  
対象としている【対象年齢】  
対象としていない
- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について  
実施している → 健診内容 特定健診と同じ 特定健診とは異なる  
実施していない 30歳代の国保加入者を対象に国保年金課で実施。
- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数  
節目年齢に限定せず毎年受けられる 40・50・60・70歳の年に受けられる  
その他( )

**【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2015年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率の10%引き上げ中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書・要望書	年 月 日

**【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。**

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です) →添付あり
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書 →添付あり
- ③アンケート【1】1の⑩の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書
- ④アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)
- ⑦アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2015年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました